

## 公告

### 南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町建設工事執行規則（平成17年南三陸町規則第42号）第6条の規定により、公告する。

平成27年1月22日

南三陸町長 佐藤 仁

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成26年度 伊里前中心市街地用地支障物撤去工事
- (2) 工事場所 南三陸町歌津字伊里前地内
- (3) 履行期間 契約日の翌日から平成27年3月20日まで
- (4) 業務概要 建物基礎等の撤去及び運搬
- (5) 支払条件 完了払の1回とする。

#### 2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等（支店、営業所等の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のあること。）のいずれかを有し、南三陸町建設工事執行規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査における土木工事一式工事の総合評定値（同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）が550点以上で、1級技術者が1名以上4名未満であること。
- (3) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (4) この工事の業種に対応する国家資格を有する主任技術者又は管理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (6) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条に規定するものに該当しないものであること。

#### 3 入札手続等

(1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

平成27年1月22日(木)から同月26日(月)までの期間の午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。)

イ 交付場所

南三陸町 建設課(土木建築係)

(2) 設計図書の閲覧

ア 期間

平成27年1月22日(木)から同月30日(金)までの期間の午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。)

イ 場所

南三陸町 建設課(土木建築係)

ウ 質問

設計図書について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、平成27年1月28日(水)までに南三陸町役場建設課へ提出すること。

エ 回答

平成27年1月30日(金)午前9時から午後5時までの間、閲覧による。

オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出し時間は2時間以内とする。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

平成27年2月2日(月)午前11時

イ 場所

南三陸町役場大会議室

4 入札参加者資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加する者は、次に掲げる書類を正副2部(キを除く。)提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、提出書類の返却はしないものとする。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 建設業法第3条第1項に係る許可の写し

ウ 類似工事の施行実績調書

エ 配置予定の技術者に関する調書(資格及び雇用関係が証明できる書類)

オ 最新の総合評定通知書の写し

カ 共同企業体で入札に参加しようとする場合は、特定建設工事共同企業体協定書の写し

キ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（１通）

(2) 受付期間及び場所

ア 期間

平成27年1月22日（木）から同月26日（月）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町役場 建設課（土木建築係）

(3) 入札参加有資格者については、申込みのあった者に参加資格の有無について通知する。

(4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、その理由について担当課へ書面で問い合わせることができる。

5 入札方法等

(1) 電報及びファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。

(2) 入札金額の記載に当たっては、入札書に記載した金額に100分の108を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効等

(1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかった者は、失格とする。

(2) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札並びに南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第95条及び南三陸町建設工事執行規則第17条の規定に該当した者の入札は、無効とする。

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をしたものを落札者とする。

(2) 最低制限価格を設定することとし、当該最低制限価格より低い価格の入札をし

た者は、失格とする。

- (3) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

## 9 契約保証金

落札者は、南三陸町建設工事執行規則第22条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第23条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものとする。

## 10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

- ・南三陸町建設課土木建築係 担当者 田口 (設計担当)  
電 話 0226-46-1377 (建設課 直通)  
FAX 0226-46-4557
  
- ・南三陸町企画課政策調整第2係 担当者 新納 (契約担当)  
電 話 0226-46-1371 (企画課 直通)  
FAX 0226-46-2672